○国土交通省告示第二十六号

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月一日付けをもって失効したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―440号	油ゲル化剤	ネオスジェリー株式会社ネオスロック	兵庫県神戸市中央区加納町6丁目2番1号
第Ｐ―443号	油処理剤	ネオスＡＢ―Ｈ	〃
第Ｐ―500号	油ゲル化剤	ネオスジェリーロックＳ―100	〃
第Ｐ―513号	〃	ネオスジェリーロックＳ―200	〃

○関東地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市大原間字前表二六三番五から同市東小屋字後山四五一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月十三日

○関東地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻五丁目五一〇番三から同市高谷一三八〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月十三日

○近畿地方整備局告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十七年一月十三日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号　近畿地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ジェイネット

三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	大阪府、兵庫県及び奈良県の全域
変更後	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域

(2)　変更年月日　平成二十六年十二月一日

○近畿地方整備局告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十七年一月十三日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号　近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	公文　寛
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十六年十二月二日

○沖縄総合事務局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考		
沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座港原一一〇二番から同村字惣慶待口原一五五七番六まで	前	ＢＡ	一七・〇〇～一九・二〇〇メートル	六四・〇〇～六五・六〇〇メートル	一・九六四キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	一七・〇〇～一九・二〇〇メートル	六四・〇〇～六五・六〇〇メートル	一・八六〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶山原二〇四六番一八八から同村字惣慶山原二〇四六番三三まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月十三日